

苫小牧市監査委員告示第7号

平成30年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等
監査の結果に基づき講じた措置の公表について

平成30年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、令和元年9月19日付けで苫小牧市長から別添のとおり通知があったので、同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

令和元年9月20日

苫小牧市監査委員 玉川 豊一

苫小牧市監査委員 小山 征三

苦行監第126号
令和元年9月19日

苦小牧市監査委員 玉川 豊一 様

苦小牧市監査委員 小山 征三 様

苦小牧市長 岩倉 博文



平成30年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果報告に基づく
措置の通知について

標記の結果報告に係る措置について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知する。

1 収入事務

指摘事項	債権管理を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>市長が成年後見開始等の審判を家庭裁判所に申し立てる場合の費用については、市が負担し、家庭裁判所の審判において本人の負担とされた場合に本人に求償することとなる。</p> <p>担当課は、本人の負担とされた申立費用のうち収納できなかった債権について、次年度への引継ぎを行わず、調定、督促等の債権としての管理が行われていなかった。</p> <p>債権として必要な管理を行う必要がある。</p>
指摘に対する措置	<p>【福祉部 介護福祉課】</p> <p>歳入管理簿を作成し、年度内に収納できなかった債権は翌年度に引継ぎを行うこととした。また、定期的に納入状況の確認を行い、納入されない場合は、成年後見人等に連絡し、納入予定日を確認するなどの督促を行うこととした。</p>
指摘事項	現金の収納事務を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>小中学校の児童生徒に係る日本スポーツ振興センター災害共済掛金保護者負担金（以下「保護者負担金」という。）が一部の学校において集金後1月近く学校内で保管され、その現金も誰が現金取扱員であるか不明確なまま取り扱われていた。</p> <p>苫小牧市会計規則（昭和39年規則第17号。以下「会計規則」という。）第51条では、現金取扱員が収納した現金は、その翌日までに現金出納員に引き継ぐか、指定金融機関等に払い込むことが求められ、翌日までに引継ぎ等ができない特別の事情があるときは、その引継ぎ等を延期することも認められている。</p> <p>また、会計規則別表1では、保護者負担金に関しては学校教育課長が現金出納員となり、現金取扱員は指定職員となっているため、当該設置箇所の長が職員を指定する必要がある。</p> <p>現状は、現金の取扱いがこれらの規定に従わずに続けられているため、現金取扱員を指定するとともに、保護者負担金を受領の翌日までに処理することが困難な場合は、会計規則に従って引継ぎの延期等の手続を取り、ある程度まとめた引継ぎを可能とすること等により長期間の保管とならないような対応が必要である。</p>
指摘に対する措置	<p>【教育部 学校教育課】</p> <p>現金取扱員については、実際に学校で現金を取り扱う者の調査を行い、会計規則に基づき指定職員を置いた。</p> <p>保護者負担金の指定金融機関等への払い込みについては、会計規則を遵守し、速やかに行うよう周知した。また、収納した現金を翌日までに払い込みできない場合は、引継ぎの延期の手続を取り、延期の期日までに払い込みを行うよう周知した。</p>

2 支出事務

指摘事項	予算執行に関する事務を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>福祉ふれあいセンター身体障害者等優先駐車場工事について、本来一の工事として契約すべきところ、正当な理由がなく工事を2分割して契約していた。</p> <p>当該工事は依頼工事（工事発注事務の全部又は一部を都市建設部等に依頼する工事等をいう。）として実施すべきところ、都市建設部との協議を経ず業者の見積りに基づき予算額を計上したため、その額では依頼工事として実施することが困難であることが後になって判明した。</p> <p>しかし、年度内に事業を完了させる必要があったため、工事を2分割し、それぞれの予定価格を500万円未満とすることにより見積工事（設計書の作成を省略し、業者からの見積書により予定価格を定め、担当課で施工する工事をいう。）に該当させ、工事を行ったものである。</p> <p>当初の予算額の積算誤りに起因して、事業実施のためやむを得ず選択したものと思われるが、工事に関する専門的な知見を有しない部署においては、予算計上の段階から都市建設部と協議を行う必要があり、確実な事務執行が求められる。</p> <p>なお、本年2月13日付けで見積工事マニュアルが改正され、その対象が簡易な新規工事や改修工事について拡大されるとともに、工事形態は都市建設部との協議を経て選定しなければならないことが明らかになっている。</p>
指摘に対する措置	<p>【福祉部 障がい福祉課】</p> <p>都市建設部と事前協議を行い、適切な予算計上及び工事発注を行うこととした。</p>
指摘事項	物品等の調達を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>事務用品、備品等の購入契約、印刷請負契約等において、分割して契約をしなければならない特別な理由がなく、一括して契約することが可能であったにもかかわらず、予定価格を見積書を徴する必要のない1件当たり5万円未満の額に分割して、同日又は短期間に、同一業者に発注しているものが見られた。</p>
指摘に対する措置	<p>【財政部 資産税課、納税課】</p> <p>【市民生活部 市民生活課】</p> <p>【環境衛生部 ゼロごみ推進課】</p> <p>【福祉部 総合福祉課、介護福祉課】</p> <p>【都市建設部 総務課】</p> <p>【教育部 学校教育課】</p> <p>購入金額が5万円以上になる場合は見積書を徴し、適正な発注を行うこととした。</p>

指摘事項	物品等の調達を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>消耗品の購入契約において、分割して契約をしなければならない特別な理由がなく、一括して契約することが可能であったにもかかわらず、予定価格を財政部契約課（教育部施設課にあつては教育部総務企画課）に購入依頼をする必要がない1件当たり30万円未満の額に分割して、同日又は短期間に、同一業者に発注しているものが見られた。これらの課は、契約締結に際して見積合わせを実施しているが、分割した契約についていずれも同一業者から見積書の提出を受けており、競争性が確保されているとはいえないものとなっていた。</p>
指摘に対する措置	<p>【健康こども部 青少年課】 【教育部 施設課】</p> <p>購入金額が30万円以上になる場合は契約担当課に購入依頼し、適正な発注を行うこととした。</p>
指摘事項	補助金の算定根拠を明確にすべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>市総合福祉会館等整備補助要綱に規定する総合福祉会館等の除却事業に係る補助金の算定方法にはあいまいな部分があるので、その内容を見直す必要がある。</p> <p>この要綱によれば、除却事業に係る補助金は、1平方メートル当たりの除却基準単価に補助対象面積を乗じた額に2分の1を乗じた額を限度として予算の範囲で定めることとされている。補助対象経費は補助対象事業における工事に関する経費と定められているが、一方で、除却事業に係る補助金は補助対象経費とは無関係に算定されるようにも読める規定となっていた。</p> <p>また、この要綱では除却事業が改修事業と同時に進められる場合を想定していないため、そのような場合の補助金額の調整に関する規定も設けられていなかった。この結果、除却事業に要する経費の相当部分が改修工事の共通経費に計上される場合には、除却事業に係る補助金の額が経費を上回って支給されるケースが生じることとなっている。</p>
指摘に対する措置	<p>【市民生活部 市民生活課】</p> <p>補助金算定の根拠となる規定を明確にするため、要綱の改正を行った。</p>

3 財産管理事務

指摘事項	バスカードの管理を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>公衆浴場利用者対策特別補助のために購入したバスカードについて、補助対象者の辞退等により未使用となったものがファイル内の文書に保管されていた。</p> <p>金券としてのバスカードの管理方法としては不適切であり、払戻しや他の目的への転用等その活用について検討する必要がある。</p>
指摘に対する措置	<p>【環境衛生部 環境生活課】</p> <p>未使用及び残金のあるバスカードは払い戻した。</p>

4 その他の事務

指摘事項	指定管理業務のモニタリングを適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>市民活動センターの指定管理に係る仕様書に定められた業務の一部に、実施されていないものがあった。</p> <p>モニュメント保守点検業務にあつては、その仕様書において、モニュメントの時計、温度計等について毎年9月に定期点検を実施することとされているが、少なくとも平成26年度以降定期点検は行われていなかった。</p> <p>地下タンク漏えい検査業務にあつては、その仕様書において、貯蔵所の位置、構造等が技術上の基準に適合しているか、毎年7月に定期点検を実施することと定められていた。しかし、消防法（昭和23年法律第186号）上は、3年以内に1回の定期点検で足りることとなっているため、毎年の定期点検は実施されていなかった。</p> <p>担当課は、指定管理者に求めている業務がそもそも必要なものであるか、法的な規制はどうなっているか等の観点から仕様書の見直しを行う必要がある。</p> <p>また、現行の仕様書で実施を求めていた業務が実際には行われていないという事実を担当課は把握しておらず、今後はモニタリング実施要領に従い、指定管理業務が適正に確保されるよう対応すべきものとする。</p>
指摘に対する措置	<p>【福祉部 総合福祉課】</p> <p>モニュメント保守点検業務及び地下タンク漏えい検査業務に係る仕様書の見直しを実施した。また、モニタリング等で、業務委託実施状況報告書とともに各点検結果を記載した報告書等の提出を求め、第三者委託の実施状況を確認することとした。</p>

5 財政援助団体の事務

指摘事項	団体の事務を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>平成29年度及び平成30年度にそれぞれ約2か月間雇用した職員について、雇用保険及び労働者災害補償保険への加入手続が取られていなかった。</p> <p>本市の職員が事務局を担っているが法定の手続を欠いた事務処理となっており、団体の運営の在り方について改善を図る必要がある。</p>
指摘に対する措置	<p>【都市建設部 まちを緑にする会】</p> <p>雇用保険及び労働者災害補償保険については、遡及して所管部署に納付した。事務処理については、業務内容が確実に引き継がれるよう改善した。</p>

1 現金の収納に関する事務について

<p>監査意見</p>	<p>職員が現金を収納する場合の手続に関しては、所管する部署の事情によっては、収納の翌日までに引き継ぐといった会計規則第 51 条の原則的なルールへの対応が困難であったり、効率的ではなかったりするケースが想定される。</p> <p>また、現金取扱員について指摘したように、会計規則で指定職員とされている場合には、現金取扱員の設置箇所の長が指定しなければならないが、その指定が不明確なまま事務処理しているケースが想定される場所である。</p> <p>現金を取り扱う場面は紛失、盗難等の事故が発生する可能性が高く、その発生を防止する必要性から会計職員に限って現金を取り扱うこととされ、万一事故が発生した場合の対応として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 に職員の賠償責任に関する規定が設けられている。</p> <p>今回指摘に至ったケースのように、例外的な取扱いが認められる余地があるにもかかわらずその検討をせず、あるいは、別に必要とされている手続を取らないことによって、根拠が不明確なまま事務処理を継続することは避けなければならない。</p> <p>各部署の長は、現金の収納事務に限らず、財務に関する様々な仕組みについて、必要とされる手続で対応していないものがないかを改めて確認し、ルールにのっとりた事務処理を確保するよう努めていただきたい。</p>
<p>意見に対する措置</p>	<p>【会計課】</p> <p>会計規則に基づく払込み延期等のルールを明確化し、収納の翌日までに指定金融機関等に払い込むことができない場合は引継ぎ延期の手続きをとるよう、現金出納員及び現金取扱員に周知することとした。</p>

2 分割発注について

<p>監査意見</p>	<p>平成 28 年度の定期監査から 3 年連続の指摘となった。</p> <p>この間、財政部契約課では、「同時期に行う同種の契約（分割契約）の適正な事務について」（平成 30 年 5 月 16 日付け財政部長通知）を発出し、契約事務に関する研修においても注意を喚起するなどしているが、依然として同様の事務処理が続いて行われている。</p> <p>今回の監査結果には、平成 30 年度に行われた分割発注も含まれており、職員には、分割発注は通常の事務処理の一手法であるとの誤った認識が相当根深く残っているのではないかと思われる。財務に関するルールを自分たちに都合よく解釈して適用するような事務処理は、仮にそういう意図がないとしても結果として疑念を持たれるような</p>
-------------	---

	場合を含めて見直されるべきであり、改善に向けた対応を求めるものである。
意見に対する措置	<p>【財政部 契約課】</p> <p>平成 31 年 4 月 25 日の次長会議で分割発注について解説し、適切な事務処理を各部に求めた。今後は、契約事務に関する研修などの機会に、実務に沿った具体的な事例として、配当予算に対し計画的な購入予定を立てること、在庫を管理し納品までの期間を十分考慮した上で発注の準備を行うことなどについて周知することとした。</p>

3 補助金交付事務について

監査意見	<p>今回の指摘事項を踏まえ、市が交付する補助金を所管する部署の長は、根拠となる補助要綱等に定める補助金の算定基準が妥当なものとなっているか、改めて確認する必要があるのではないかと考える。さらには、算定基準にとどまらず、実際の補助金の支給手続が苫小牧市補助金等交付規則（平成 30 年規則第 9 号）や補助要綱等に従って行われているか、補助事業の結果確認が確実に行われているか等についても広く確認すべきものと考えます。</p>
意見に対する措置	<p>【財政部 財政課】</p> <p>補助金等の交付要綱における算定基準の妥当性について、算定基準以上に交付するような規定になっていないかなど、改めて点検を行うよう通知することとした。また、「補助金交付事務における執行上の留意点について」、「補助金交付事務チェックシート」、「平成 31 年度予算執行について」など、過去の通知や資料を改めて確認すること、補助金等の支給手続が規則や要綱に従い適正に行われているか、補助事業の結果確認が確実に行われているか等について再確認するよう併せて通知することとした。</p>

4 指定管理者制度について

監査意見	<p>本市における指定管理者制度は平成 18 年度にスタートし、これまでに、指定管理者の指定等に関する指針や事務処理マニュアルのほか、モニタリング実施要領が定められるなど様々な仕組みが整備されている。</p> <p>今回の指摘は設備の保守点検等に関するものであったが、モニタリング実施要領によれば、四半期ごとに指定管理者から提出される報告書には保守点検、修繕等の実施状況が記載されるようになっており、年 1 回以上行うこととされている実地調査でも、施設内外の保守点検が適正か調査することとされている。また、事業終了後に提出される事業報告書及び収支報告書においても事業計画書に掲げている事業内容が適正に実施されているか、施設の法定点検、設備の保守点検等が適正に実施されているかチェックを行うこととされている。</p> <p>指摘に至った事例からは、モニタリングという仕組みがありなが</p>
------	--

	<p>ら、実質的に機能していない部署があるのではないか、また、指定管理の開始時や更新時から時間が経過し、担当者が交代することにより制度の理解度や施設の現状に関する情報量が低下するような現象が起きていないか危惧するところである。</p> <p>施設の管理業務は指定管理者が行うものであるが、施設の管理責任は依然として市に残っているため、指定管理業務の適正な実施を確保できずに発生した事故の責任が市に及ぶケースは十分想定されるところである。施設の設置者としての責任をしっかりと認識して指定管理者制度に取り組む必要がある。</p>
意見に対する措置	<p>【総務部 行政監理室】</p> <p>施設所管課に対し、「指定管理者制度事務処理マニュアル」及び「指定管理者制度におけるモニタリング実施要領」に基づいた制度の運用徹底を指導するとともに、定期的に制度の研修を行うこととした。</p>